

# 不妊治療の保険適用について

2022年4月6日

不妊治療に対する保険適用が2022年4月1日より開始されておりますが、当院では男性不妊の一部治療を除き、5月より開始させていただきます。ただし、当院では体外受精のための排卵誘発は女性が46歳の誕生日を迎えて以降は、自由診療・保険診療の区別なく行いません。また、50歳の誕生日を迎えて以降は一般不妊治療と凍結融解胚移植の治療周期も行わない方針であることご了承ください。

## (1) 当院における保険診療範囲について

### <不妊症検査>

- ・初診時からのスクリーニング検査は従来通り男女共自由診療にて行います。

### <一般不妊治療>

- ・一般不妊治療（タイミング・人工授精）は当院では従来通りの自由診療で行います。

### <体外受精の場合>

- ・体外受精を行うに足りる医学的適用があり、女性の年齢が治療開始時の年齢制限や、回数制限を超えていない場合、保険診療を行いますが適用の判断は、医師が行います。電話での保険適用の可否のご質問はお答えしかねますので、ご遠慮ください。

### <精巣内精子採取術（TESE）の場合>

- ・保険適用が可能であると判断された場合のみ、保険診療にて精巣内精子採取術を行います。適用の判断は医師が行います。電話での保険適用の可否のご質問にはお答えしかねますので、ご遠慮ください。

### <がん治療前の妊孕性温存療法として実施する体外受精・精巣内精子採取術>

- ・妊孕性温存治療は、すべて自由診療です。ただし、「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業」による助成制度があります。

#### <凍結保存・更新>

- ・当院では、胚更新に係る費用は、1期限ごと 44,000 円（税込）の自費での更新とさせていただきます。保険診療にて凍結した胚も 1 年後更新する際は、自費で更新となります。
- ・胚凍結の期限は 1 年\*です。凍結日の属する月の 1 年後の末日までに更新手続き\*が必要です。（例：凍結日が 3 月 1 日～3 月 31 日であれば、翌年の 3 月 31 日が期限）
  - \* 保険での治療中の更新手続きは混合診療となるため、治療開始の前月までに更新手続きが済んでいない場合は治療開始ができません。

#### (2) 保険診療の条件

・治療開始時の女性の年齢が 43 歳に達している場合は、自由診療となります。ただし、経過措置により、2022 年 4 月 2 日～9 月 30 日までの間に 43 歳の誕生日を迎える方については 2022 年 4 月 2 日～9 月 30 日の期間中に体外受精を開始した場合は 1 回に限り保険での体外受精（採卵～胚移植）が認められます。

・保険での体外受精を開始した年齢が 40 歳未満の女性は胚移植\*6 回まで、40 歳以上 43 歳未満の女性は胚移植 3 回までとなり、回数を満たした場合はそれ以降の体外受精（採卵～胚移植）は自由診療になります。ただし、2022 年 4 月 2 日～9 月 30 日までの間に 40 歳の誕生日を迎える方については 2022 年 4 月 2 日～9 月 30 日の期間中体外受精を開始した場合、胚移植回数は 3 回ではなく 6 回まで認められます。

\* 回数のカウントは、助成金とは違い、**胚移植術の実施 1 回ごと**に行います。

・過去の助成金申請の回数はリセットされるため、すでに助成金申請回数の上限を越えている場合でも、上記の年齢要件を満たしている場合保険により治療を受けられる可能性があります。

・5 月以降、保険で体外受精（採卵～胚移植）をする場合は、原則全ての胚を移植してからでないと採卵を伴う治療を進めることができません。つまり、これまでしばしば行われていたいわゆる「貯卵」を行うことは保険診療ではできません。凍結胚がある方は採卵の前に移植を進めていくこととなります。

・他院に凍結胚がある方は、胚を当院に移送していただくか、他院で保管の胚をすべて移植してからでないと当院での治療はできません。また、移送された胚による治療については、保険の適用判断のため前医への情報照会をさせていただく場合があります。

・移行期の経過措置により、2022年3月31日までに治療開始し凍結した胚を、4月1日以降初めて凍結胚移植する場合は、当該治療は自費診療で実施し、2022年度内に助成金申請していただくことになります。

### (3) 保険診療のメリット・デメリット

#### <メリット>

・患者さんの金銭的負担が大きく軽減され、全国统一された料金体系となりわかりやすくなります。

・一定の治療効果が認められた治療が標準化され、全国どの医療機関でも同じ治療を受けることができます。

#### <デメリット>

・標準治療以外は、受けられなくなります。処方できる薬や、処方回数や量にも制限があります。超音波検査や、ホルモン測定の回数にも制限\*があります。

\*具体的回数が公表されることはありません。

・現在の保険制度では、保険診療と自由診療を同時に行うことはできません。(いわゆる混合診療となる)保険と自費の治療を混合して行うことは、**一連の治療期間中一切できません。**

### (4) 先進医療

一部の治療や検査方法については、保険診療と同時に自由診療で行うことが認められております。当院では現時点で「タイプラプス」が先進医療として保険適用治療と同時に実施可能です。その他の先進医療をご希望の場合、当該治療周期をすべて自費診療として実施することになります。また、当院で実施できないものについては、ご希望の実施施設へご紹介させていただきます。

(5) 保険治療の導入によりご注意いただきたい点

(\* 自費診療をご希望の場合も必ずお読みください)

- ① 治療開始までに、婚姻関係の申告書（事実婚の場合は、認知の承諾など）を住民票などの確認書類と共に提出いただきます。（自由診療の場合も必須です。）
- ② 保険診療では、初回の治療開始時あるいは開始前に、原則**ご夫婦同席**で治療計画書に沿って治療内容の説明を受けていただき署名にてご了承をいただく必要があります。この過程を省いての治療開始は一切できません。
- ③ 精巣内精子採取術が検討される場合も（女性の治療が他院で行われる場合でも）治療計画の立案・説明・同意を原則**夫婦同席**で行う②の過程が必要です。また、①に示された婚姻関係の申告や、住民票などの提示もいただきます。女性が他院で治療の場合は、精巣内精子採取後の治療計画や、それまでの検査結果などの情報提供をお願いする場合があります。精巣内精子採取後の女性の治療を保険で行わない、あるいは（年齢が**43歳**以上である場合や、回数の上限を越えているなど）保険での治療が行えない場合は、男性の精巣内精子採取術も、すべて自由診療となります。
- ④ 来院日の指定  
指定された日程でのご本人あるいはご夫婦での来院が必須です。医師が指定した日程での来院ができない場合は、その時点で原則治療を中止させていただきます。

以上のように、保険診療では、患者さんの負担は大きく軽減される一方で様々なルールを厳格に守る必要があることもご理解ください。また、初めての保険導入であるため、詳細が公開されていない部分があり、今後変更となる可能性が高いことご了承ください。加えて、上記記載事項についての質問には、電話ではお答えできませんので遠慮ください。

獨協医科大学埼玉医療センター  
リプロダクションセンター  
センター長

杉本 公平